

畝田・寺中遺跡ほか2遺跡（畝田西遺跡群）出土 第1号木簡補遺

和田 龍介

はじめに

金沢市畝田・寺中遺跡ほか2遺跡（畝田・寺中遺跡、畝田遺跡、畝田大徳川遺跡）は、金沢市北部、大野川と犀川に挟まれた金沢平野の微高地上に立地する弥生時代～中世にわたる複合遺跡である。このうち古代については、2点の郡符木簡を含む計10点の木簡、「津司」「語」「天平二年」などの特徴的な語句を含む300点以上の墨書土器、70棟以上の掘立柱建物などきわめて官衙的色彩の濃い遺跡であり、古代加賀郡が管理する港湾施設「郡津」に推定されている。これまで7次にわたり発掘調査が実施されている。

畝田・寺中遺跡から出土した木簡については、出土品整理作業を経て、平成16年度に当センターにて真空凍結乾燥法による保存処理^{*1}を実施したところ、処理過程における脱色によって積文解読時には判読できなかった墨痕が新たに浮かびあがった。これを受け、畝田遺跡群全体にかかって出土文字資料の指導を受けていた国立歴史民俗博物館平川南館長と筆者で、保存処理済み木簡の全てについて赤外線カメラ等を用いた再判読を実施した結果、本誌及び『木簡研究』等で既報告の積文の一部について修正が必要となった。

積文の修正については平成17年度刊行の報告書にて反映することができたが、実測図及び画像等については編集・時間上の問題から盛り込むことができなかった。特に、今回報告する第1号木簡については、木痩せや剥落により文字等の墨痕が全く期待できなかった裏面から、新たに馬が描画されていたことが判明したことは最大の成果である。今回遅ればせながら、誌面を借りて報告したい。なお、1号木簡の概要については、報告書^{*2}および本誌第4号所収の筆者の報文^{*3}を見られたい。

馬の墨画について

馬の絵は木簡裏面に墨画されており（図1）、肉眼では墨痕を追うことは困難である。全面にわたって赤外線カメラによる観察を試みたが、馬の墨画以外には墨痕を確認できなかった。

墨画は左向きに描かれ、下半身のみが残っている。残存する胸～尾の長さ153mm、高さは確実に墨痕が確認できる位置まで46mmである。墨画位置は（表面から見て）下端に逆位で描画されており、上半部は欠損している。断面にはキリオリ痕跡が明瞭に確認でき、表面も下端の一部剥落による欠損以外はほぼ完存していることが文意から判断できる。このことから、表面の木簡は馬が描画された板材を転用し、キリオリ等で成形後墨書され、その後溝に廃棄されたものと判断できる。裏面は出土当初から木痩せが著しく、表面がケズリにより平滑であることに比して劣化の度合いが大きい。調整痕跡は確認できなかった。

墨画は風化や表面の剥落により墨痕が失われており、特に馬の前脚部および膝から下において顕著である。部分的に残る墨痕から、馬の脚がどのように描かれていたかを判読することは困難である。また胸部について、赤外線カメラで黒く写される線（画像拡大1）が、墨画に起因するものなのか、土中に遺存していた際の諸作用かは判然としないがきわめて太く、濃くなっている。発見当初はこの太い線が胸のラインで、その右側に3～4条引かれている縦線は馬具の一部を描画したものと考えていたが、わずかに残る前脚の残存線や、はっきりと見える後脚とのバランスを考えると、やや胸がせり出しすぎている感が否めず、これらの線が馬装・馬具を表現していたかどうかは不明である。

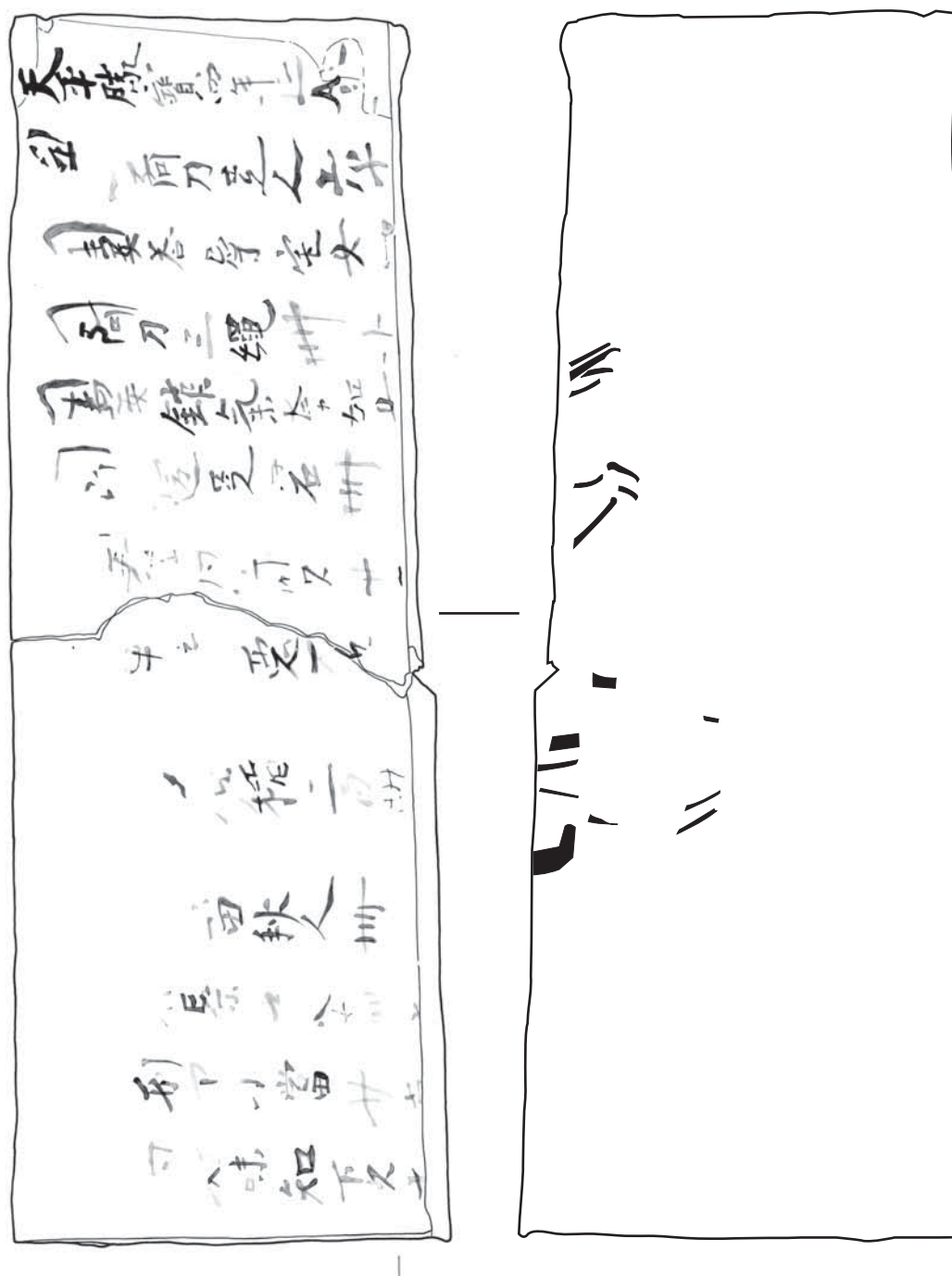
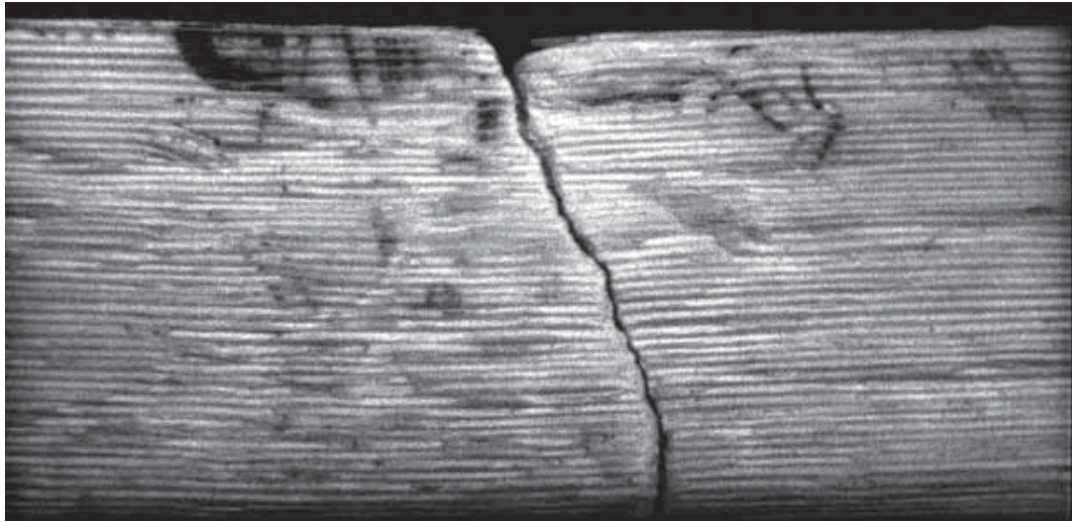
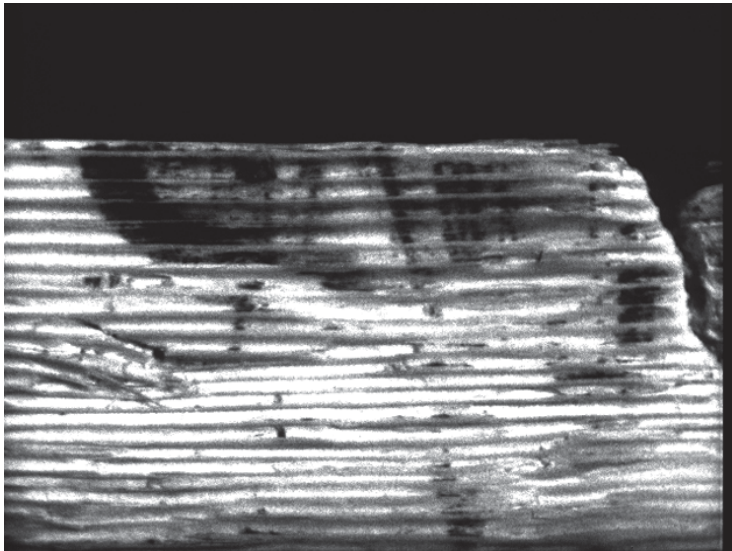


图1 1号木简实测图 (S=1/2)

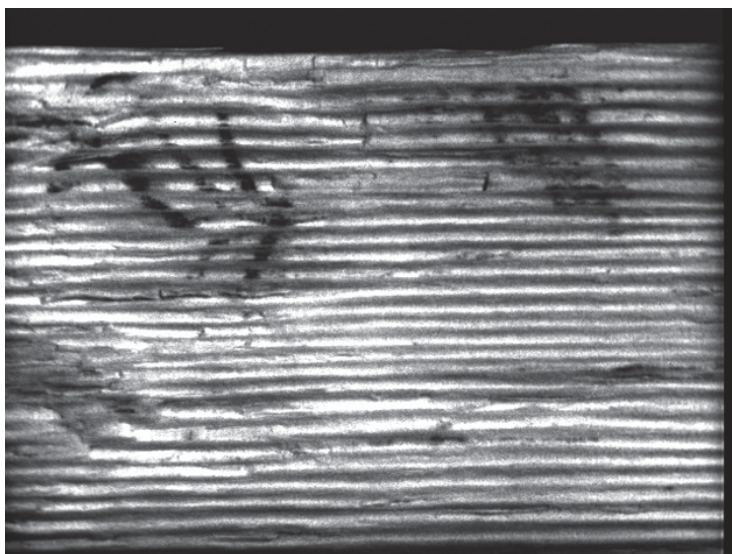


馬全体画像



画像拡大 1

胸～腹部分。前脚はほぼ墨痕が失われ、付け根付近に縦線が見えるものが相当する。胸部分には縦線がいくつか見られ、あるいは馬具を表現したものか。



画像拡大 2

後脚～尻尾部分。後脚は馬の関節描画によく見られる逆くの字に描かれる。後脚右の複数の縦線は、全体のバランスから尾を表現したものと推定。

図 2 赤外画像

馬墨画の評価

発掘調査によって遺跡から出土した絵馬は、松尾充晶の集成^{※4}によれば 31 遺跡 91 点（2006 年段階）であるが、その後奈良県日笠フシダ遺跡で奈良時代の絵馬が出土するなど数は増えているものと考えられる。

本馬墨画については、筆者は「祭祀に用いられた奉納物」としての「絵馬」ではなく、戯画・習書の類、絵画資料とみなしている。その理由として、馬墨画材を転用し文書木簡として用いていることにある。使用後とはいえカミへの捧げ物を転用することについては疑問が残り、他にも例を見ることができない。絵馬の裏面に墨書が残るものとしては、静岡県神明原・元宮川遺跡（平安後期～鎌倉時代）、静岡県郡遺跡（8 世紀）があげられるが、いずれも木簡を転用して絵馬にしている（馬の墨画が文章に規制されていない）と考えられる。また出土例で多く見られる、板材をいっぱい用いて馬を墨画するのではなく、板材に比して馬の絵が小さいことも、本例が絵馬として用いられたものではないことを示唆していよう。

以上のように本木簡を「絵馬」の例としては見なしがたいが、天平勝宝四年以前の馬墨画の資料として本例を紹介しておきたい。

注

- ※1 中山由美 2006「金沢市畝田西および畝田東遺跡群出土木簡の保存処理」（（財）石川県埋蔵文化財センター『石川県埋蔵文化財情報』第 16 号）でも触れられているが、木簡については、出土後速やかな釈文作成・実測の後保存処理が望まれる。本木簡については出土後 5 年を経て保存処理（その間は定期的な水替えと低温保存室による保管がなされていた）となったが、表面の墨書については一部判読が困難となってしまっている。また、保存処理により当初は判読できなかった墨痕が浮かび上がる可能性が高いことも付記しておく。
- ※2 石川県教育委員会・（財）石川県埋蔵文化財センター 2006『畝田西遺跡群 V』『同 VI』
- ※3 和田龍介 1999「畝田・寺中遺跡第一号木簡覚書」（（財）石川県埋蔵文化財センター『石川県埋蔵文化財情報』第 4 号）
- ※4 松尾充晶 2006「2. 出土絵馬の評価」（島根県教育委員会 2006『青木遺跡Ⅱ（弥生～平安時代編）第 3 分冊（奈良・平安時代）』）